

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

役割を実感できる1年に

特定非営利活動法人・適格消費者団体
埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本誠司



昨年は、私たち埼玉消費者被害をなくす会が3月に適格消費者団体の認定を受けたほか、消費者団体訴訟制度の対象として、4月に商品・サービス全般の表示（景品表示法）が、12月に通信販売等（特定商取引法）が適用範囲に加わるなど、私たちの存在感や社会的役割が大きく高まった1年でした。

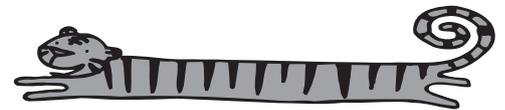
今年はなくす会が、認定獲得に向けたスタートダッシュの段階から、付与された社会的役割を果たすため、活動の持続と発展に向けて真価が問われる段階となります。

そこで改めて、参加メンバー各位が役割と活動の意義を再確認して頂くことを願います。なくす会は、活動委員会を中心として、参加会員自身による情報収集と問題発見を基盤に据えています。これを専門家集団である検討委員会が分析し、事業者への改善申し入れにつなげ、その成果を会員団体や地域に還元します。こうした各位の取り組みは、義務感としてではなく、発見の楽しみと達成感の共有によってこそ、持続できるものと確信しています。

昨年9月には消費者庁が創設され、消費者団体による集団的被害救済制度の創設に向けた研究会が11月からスタートしました。今後2～3年のうちに、差止請求から損害賠償請求へと団体訴訟制度自体の拡大も予想され、私たちの役割はますます大きくなります。

楽しみながら持続できる活動を、皆さんと一緒に進めましょう。

特定商取引法が改正されました！



2008年6月の通常国会で割賦販売法と特定商取引法の改正法が成立、2009年12月1日から本格的に施行されました。それに併い、消費者団体訴訟制度の差止請求の対象が特定商取引法、景品表示法にも拡大され、12月1日に同時に施行となりました。

法改正では規制の抜け穴を解消するため、指定商品・指定役務制を廃止、訪問販売等では原則全ての商品／役務が規制の対象となりました。また訪問販売業者の規制やインターネット取引等の規制も強化されています。

適格消費者団体としては、不当な勧誘、虚偽・事実と明らかに違う広告、クーリングオフを無意味にするような特約等の契約を行う業者に対して、差止請求をできるようになりました。

市町村 消費者行政ランキング 《平成21年度》

県内 70 市町村を対象に平成 21 年 6 月にアンケート調査を行いました

I. 全体概況

1. 人口一人当たり一般予算 約 272 千円(前年 270 千円)のうち、消費者行政予算 37.4 円 (前年 35.7 円)
2. 一般予算に占める消費者行政予算の割合は、0.0137%(前年平均 0.0132%)
3. 市町村格差が昨年同様に非常に大きい
 - ①一人当たり消費者行政予算は、最高 177 円から最低 0.4 円の差
 - ②一般予算に占める消費者行政予算割合は、最高 0.041%から最少 0.0001%の格差
 - ③消費者行政予算は、最高 6,278 万円から最低 5 千円
 - ④消費者窓口相談日週 6 日から窓口未設置まで。週 4 日以上は 24 自治体
4. 消費者行政予算5年間の推移(平成 16 年度比 合併前 90 市町村)
 - ①一人当たり消費者行政予算 1.5 円減 (平成 16 年 38.9 円)
 - ②一般予算に占める消費者行政予算の割合 0.0003%減
 - ③70 市町村消費者行政予算総額 4,247 千円減
 - ④消費者相談窓口 67 自治体 (平成 16 年 54/90 自治体)

II. 消費者行政総合ランキング

1 位 狭山市 2 位 和光市 3 位 川越市 4 位 ふじみ野市 5 位 志木市
6 位 戸田市 7 位 入間市 8 位 さいたま市 9 位 ときがわ町 10 位 朝霞市

III. 消費者行政の充実が求められる市

羽生市 春日部市 本庄市 深谷市 鴻巣市 吉川市 北本市 久喜市 桶川市 秩父市

IV. 各項目のランキング

1. 人口一人当たりの消費者予算額 トップ 10 (単位:円)

①ときがわ町 176.5 ②狭山市 111.2 ③和光市 99.5 ④川越市 78.8 ⑤蕨市 67.5
⑥戸田市 60.3 ⑦ふじみ野市 55.4 ⑧八潮市 53.1 ⑨さいたま市 51.6 ⑩志木市 49.9

2. 一般財政に占める消費者行政予算の割合 (単位:%)

① ときがわ町 0.041 ②狭山市 0.038 ③和光市 0.037 ④川越市 0.026 ⑤蕨市 0.025

3. 消費者行政予算額 (単位:万円)

①さいたま市 6,278 ②川越市 2,662 ③狭山市 1,760 ④所沢市 988 ⑤川口市 925
⑥越谷市 846 ⑦和光市 753 ⑧上尾市 742 ⑨戸田市 730 ⑩入間市 715

4. 消費生活センター設置の 24 市 (週 4 日以上開設)

さいたま市 川口市 越谷市 入間市 所沢市 草加市 狭山市 上尾市
川越市 和光市 新座市 戸田市 ふじみ野市 熊谷市 飯能市 加須市
富士見市 三郷市 蕨市 朝霞市 志木市 八潮市 坂戸市 鶴ヶ島市

なくす会学習会報告 越谷で開催しました！

消費者の目が社会をかえる！

～差止対象になる景品表示法と特定商取引法とは～

2009年11月11日（水）越谷市中央市民会館にて
講師：長田 淳氏（弁護士・なくす会副理事長）
共催：越谷市消費生活研究会 後援：越谷市



今年9月に消費者庁が発足し、経済発展中心でなく、消費者を中心に考えられる省庁ができたのですが、社会がすぐに変わるわけではなく、被害をなくすためには消費者の目線が大事です。

消費者契約法が改正され2年半前に消費者団体（適格消費者団体）が訴訟を起こせる制度ができました。差止請求訴訟の場合、例えば契約書の条項が無効という判決が出た場合、事業者は該当の条項が使えなくなるので、被害の拡大防止につながります。

法改正により今年から景品表示法と特定商取引法も差止請求が認められる事になりました。

景品表示法に基づく差止対象・・・優良誤認と有利誤認の表示が対象

不当表示の判断基準は表示に事実とのズレがあるかどうか、一般の人が読み取れる内容かどうかという点がポイントになります。

特定商取引法に基づく差止対象・・・不当勧誘・不当表示・不当契約条項など。

通信販売は返品条件の記載がなければ8日間返品可能になりました。

消費者庁は消費者を援助するための省庁とも言えます。現実には悪質商法や詐欺被害は増えていますが、本来あるべき社会は普通に生活していたら被害に巻き込まれない、安心して暮らしていける社会で、そのような社会にしていく必要があるのだと思います。

なくす会出前講座 開催案内 主催：さいたま市消費者団体連絡会

「消費者庁ができたらどうなったの？」～本当に消費者の声は届くのかしら～

日時：1月21日（木） 10:00～12:00

講師：池本誠司氏（なくす会理事長・弁護士・消費者庁参与）

会場：下落合コミュニティセンター第3集会室（与野駅徒歩3分）

申込・問い合わせ：電話かファックスにて（電話の場合は午後6時以降）

参加費無料 TEL/FAX 048-756-9670



なくす会の活動委員会 活動風景

消費者と消費者団体の推薦者から構成している活動委員会。今年度は31人が登録し、月1回委員会を開催しています。活発な意見交換や調査活動をおこない、事業者の不当行為などへの改善要望を行うなど、被害の未然防止、拡大防止の活動につなげています。



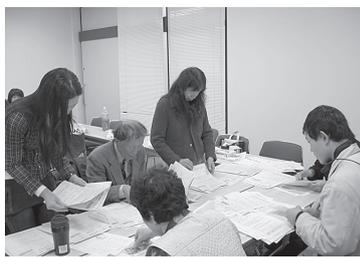
↑ 12月委員会には24名参加

今年は消費者啓発も兼ねた情報収集活動としてアンケート“消費者被害めやすばこ(通信販売編)”を配布し、約1400枚回収しました。

例年、会員団体と会員の身近な方への配布回収ですすめていきましたが、回収率アップと多くの消費者への啓発をめざし、今年は会員団体の催事会場でもアンケート調査を行いました。



アンケート調査実施



分類作業①



分類作業②

アンケートは1月にまとめ作業を行い、検討委員会に報告・提案していきます。

2月15日の活動委員会では『消費者がチェック!! 意外に多い? 景品表示法と特定商取引法違反』と題した内部学習会を検討委員と共にワークショップ形式で行う予定になっています。埼玉県消費生活課(※)にも参加していただき、普段目にしている広告についてグループで議論し、理解を深め、今後の活動に生かしていきたいと思えます。

※埼玉県では3年前から大学生協等と連携し不当広告調査を行っています。調査結果をもとに2009年11月と12月に通信販売事業者あわせて11社に対して特定商取引法に基づく業務停止命令を行いました。

この間の会議	理事会	第3回	2009/11/26	
	検討委員会	第3回	2009/11/26	
	活動委員会	第4回	2009/11/16	第5回

* 契約のトラブルや不当な表示による被害など、身近な消費者被害があれば、情報提供にご協力下さい。該当契約書や広告のコピーなども併せてお寄せ下さい。

埼玉消費者被害をなくす会 事務局 (Tel048-844-8971 Fax048-844-8973)

商品事故・契約トラブルにあったときは最寄りの消費生活支援センターへ相談しましょう。

埼玉県消費生活支援センター (埼玉県生活科学センター内) TEL 048(261)0999

埼玉県消費生活支援センター 川越 TEL 049(247)0888

〃 消費生活支援センター 春日部 TEL 048(734)0999

〃 消費生活支援センター 熊谷 TEL 048(524)0999

*お住まいの市町村にも、消費者相談窓口があります。詳しくは役所にお問い合わせ下さい。